

# 事業概要シート

施策	0102	親と子の健康増進	≪≫の金額 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く
事業名	不妊症・不育症等支援対策事業	拡充	予算額 25,629 千円 ≪ 194 ≫千円
事業期間	平成24年 ~		財源内訳 国庫支出金 千円 県支出金 千円 地方債 千円 その他 25,629 千円 一般財源 千円
根拠法令要綱等	大村市不育症治療費助成金交付要綱		

**【事業の目的・概要・対象】**

**【目的】**

次世代に生まれ来る命の大切さについて普及啓発を図るとともに、子どもを望む夫婦（婚姻関係がない内縁関係者も含む）の不妊・不育治療を支援する。

**【概要】**

- ・不妊症や不育症に関する相談対応や情報の提供（相談窓口の開設）
- ・妊娠と出産に関する知識の普及啓発（性教育講話の実施）
- ・不育症治療費用の助成  
 （1治療期間にかかった費用の2分の1とし、1年度につき1回、上限30万円の助成を行う）

**【対象】**

- ・市内の中学・高校生
- ・妊娠を望む夫婦（婚姻関係がない内縁関係者も含む）

**【拡充内容】**

- （1）一般不妊治療費（保険適用分）1人につき年間5万円を限度に助成を行う
- （2）生殖補助医療に要した医療費（保険適用分）1人につき年間15万円を限度に助成を行う
- （3）生殖補助医療と併せて保険適用外の先進医療を行った場合、1回あたり上限5万円の助成を行う（長崎県助成金の交付決定を受けた方を対象とする）

		～令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
④ 不妊症治療費助成	県助成金	特定不妊治療費助成	特定不妊治療費助成 経過措置	※R5年10月 受付開始 先進医療費助成		
	内容等	[R3年度の内容] 所得制限：なし 対象：43歳未満 通算助成回数：子ども1人あたり6回 助成額： ・A・B・D・E・男性不妊については、1回につき30万 ・C・Fについては10万円		1回の治療周期で要した「先進医療にかかる費用」の7割を、5万円を上限として助成（保険診療分は対象外）。年齢、回数、その他については保険診療の条件に準ずる。 ※先進医療とは、厚生労働省が認める高度な医療技術・治療方法のうち、一定基準の有効性・安全性を満たした自由診療の治療のこと		
	市助成金	特定不妊治療費助成	特定不妊治療費助成 経過措置	①一般不妊治療費助成 ②生殖補助医療費助成 （旧：特定不妊治療費） ③先進医療費助成 ※R7年7月頃受付開始予定		
	内容等	平成24年度から県助成金の交付を受けた者に対する上乗せ助成を実施 助成額： ・A・B・D・Eについては、1回につき5万 （H29年4月以降に開始した初回治療のみ25万円） ・C・Fについては2万5千円・男性不妊については5万円		①一般不妊治療費助成（保険診療分） 1人につき年間5万円を限度に助成 ②生殖補助医療費助成（保険診療分） 1人につき年間15万円を限度に助成 ③県先進医療費助成金の交付を受けた者への上乗せ助成 1回につき5万円を限度に助成		
保険適用	R4.4.1～ 保険適用開始		保険適用			
①不育症治療費助成	一般社団法人日本生殖医学会が認定した、生殖医療専門医が所属する医療機関（これと同等の能力を有する医療機関を含む）が行う、不育症の治療および当該治療に係る検査費用を助成する。					
②相談窓口の開設	センター内に相談窓口を開設するとともに、専門ダイヤル(0957-54-9119)を設置し、不妊症と不育症に関する相談等に対応する。					
③性教育	市内の中学校や高校からの依頼に基づき、専門講師による性教育講話を開催する。 （専門講師：長崎医療センター助産師、長崎県助産師会助産師）					

**【背景】**

不育症に関しては、高額な治療費に医療保険が適用されず、また、不妊症については、令和4年4月より医療保険適用となったが、3割の自己負担が発生することや、先進医療（国が保険診療と併用可能な先進医療として提示している技術）を受ける場合には保険が適用されないため、治療を継続する者には、大きな経済的負担となっている。  
 子どもを望む夫婦の経済的負担や精神的不安の軽減を図るため治療費の一部を助成し、不妊症や不育症に悩む夫婦を支援する必要がある。

担当課	こども未来部こども家庭課	課長	石丸 博子
担当者	馬場 由加	問合せ先	0957-54-9100

## 事業概要シート

### 【活動指標】

指標名		単位	R 5 (実績)	R 6 (計画)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)
①	不妊治療費助成申請件数	計画値 件	5	—	228	325	325
②	不育症治療費助成申請件数	計画値 件	2	1	1	1	1

### 【成果指標】

指標名		単位	R 5 (実績)	R 6 (計画)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)
①	不妊治療を受けた者の中で妊娠に至った者の率	計画値 %	—	—	50	50	50
②	不育症治療費助成を受けた者の中で出産に至った者の率	計画値 %	50	50	50	50	50

### 【予算・決算】 (千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	合計
事業費	7,597	2,695	194	25,629	36,490	36,490	109,095
国庫支出金							0
県支出金							0
地方債							0
その他				25,629	36,490	36,490	98,609
一般財源	7,597	2,695	194				10,486
人件費	2,096	2,096	2,096	3,332	3,769	3,769	17,158
職員(人)	0.28人	0.28人	0.28人	0.45人	0.51人	0.51人	2.31人
時間外勤務(h)	30h	30h	30h	30h	30h	30h	180h
会計年度任用職員(人)							0.00人
フルコスト	9,693	4,791	2,290	28,961	40,259	40,259	126,253

妥当性 (市の関与)	不妊治療や不育症治療は、高額な治療費になるため、経済的理由により治療を断念することがないように費用の一部を助成するなど、市が子どもを望む夫婦の経済的負担はもとより精神的負担の軽減を図る必要がある。
有効性 (施策貢献度)	少子化が進行している中、不妊症や不育症に関する正しい知識の周知を行うとともに経済的な負担等を軽減することにより、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進める必要がある。
効率性 (コスト)	治療を受ける妻の年齢要件や回数などの助成要件等は、保険適用の制度に準じた運用とするとともに、相談対応の窓口を設けて専門の職員が対応するなど、効率的な実施に努めており、コスト削減の余地はない。

1次評価	担当者の記載のとおり
2次評価	1次評価のとおり